

# 「起請文前書を読む」解説

## 1 旗本稲生家について

江戸時代の埼玉県域には、川越・忍・岩槻などの譜代藩のほかにも、多くの旗本領が形成されていた。旗本は、幕府の官僚として目付や奉行といった幕府の実務に参画し、幕政の中枢を担っていた。

稲生家は、三河譜代の旗本であり、徳川家康の関東入封後は、多和田村・和田村・善能寺村（以上、坂戸市）や丸ヶ崎村・堀崎村（以上、さいたま市）に500石の知行地を有し、その後、江戸中期には1500石に加増された。

また、その役職は留守居・大目付・目付・長崎奉行・日光奉行といった幕府の要職であり、稲生家が幕府から厚い信任を得ていたことが分かる。

### （1）稲生家の歴代当主と主な役職

- ①<sup>みつぎね</sup>光実 ②<sup>まさよし</sup>正吉 ③<sup>よししげ</sup>吉重 ④<sup>みつまさ</sup>光正（～慶長17年[1612]） ⑤<sup>まさのぶ</sup>正信（～正保2年[1645]）  
⑥<sup>まさとも</sup>正倫（寛永3年[1626]～寛文6年[1666]）  
⑦<sup>まさもり</sup>正盛（～元禄13年[1700]）  
⑧<sup>まさふさ</sup>正房（～宝永2年[1705]） ⑨<sup>まさあき</sup>正明（元禄13年[1700]～享保元年[1716]）  
⑩<sup>まさのぶ</sup>正延（～安永6年[1776]） ⑪<sup>まさよし</sup>正熹（享保13年[1728]～安永8年[1777]）  
⑫<sup>まさやす</sup>正静（～享和2年[1802]） ⑬<sup>まさおき</sup>正興（天明2年[1782]～文久3年[1863]）  
⑭<sup>まさゆき</sup>正行（文政6年[1823]～明治22年[1889]）

- ・留守居…5000石、大奥の警備、場内の守衛、大奥女中の外出などを監督。  
（正興：安政5年[1858]～）
- ・大目付…3000石、大名や幕政の監察に関与。道中奉行や宗門改なども兼任した。江戸中期以降は、各藩への法令伝達大名の席次、礼法の取り締まりにも関与。  
（正興：天保13年[1842]～）
- ・日光奉行…2000石、役料500俵。日光山神領を支配し東照宮、大猷院廟の警備と山中の監察にあたる。（正延：延享元年[1744]～、正興：天保8年[1837]～）
- ・長崎奉行…3000石、役料4402俵。長崎の市政、司法管理、外国貿易の管理、海外情報の収集などを行う。（正倫：寛文5年[1665]～）
- ・目付…役高1000石、旗本・御家人を監察、大名火消や定火消の監察。  
（正倫：寛文3年[1663]～、正盛：元禄10年[1697]～）
- ・使番…役高1000石、将軍の代替わりごとの諸国巡察、城の受取り、引渡しの監理。  
（正延：元文2年[1737]～、正興：文化14年[1817]～）

〔史料〕『新訂寛政重修諸家譜』（続郡書類従完成会、1965年）

稲生正倫（まさとも）

寛永十年六月十五日はじめて大猷院殿に拝謁す。時に八歳。十八年四月十六日御小姓組に列し、正保二年十二月十九日遺跡を継、寛文三年十一月二十五日御目付に転じ、十二月二

十六日廩米三百俵をくはへられ、二十八日布衣を着することをゆるさる。五年三月十三日長崎奉行にすゝみ、六年二月十七日かの地にをいて死す。年四十一。法名浄忠。長崎の光源寺に葬る。妻は河村善右衛門重勝が女。

『新訂寛政重修諸家譜』の記述を時系列にすると以下のようになる。

寛永 10 年（1633） 6 月 15 日 正倫が 8 歳の時に徳川家光に拝謁する。  
寛永 18 年（1641） 4 月 16 日 御小姓組就任  
正保 2 年（1645） 12 月 19 日 家督を継ぐ  
寛文 3 年（1663） 11 月 25 日 御目付就任  
寛文 3 年（1663） 12 月 26 日 廩米 300 俵を加増される  
寛文 3 年（1663） 12 月 28 日 布衣の着用を許される  
寛文 5 年（1665） 3 月 13 日 長崎奉行就任  
寛文 6 年（1666） 2 月 17 日 長崎奉行在任中に 41 歳で死去。

## （2）旗本稲生家の文書

稲生家の文書約 2,000 点は、戦禍を逃れて坂戸市の正信庵（5 代目正信の菩提寺）に移されていたもので、明治維新後、散逸の著しい旗本家文書の中では特筆すべき存在となっている。特に、幕府官僚としての役職関係文書は、幕府の職制を理解する上で貴重であり、大河ドラマの時代考証に際しての必須史料として幅広く活用されている。（NHK 大河ドラマ「篤姫」2008 年など）

## 2 長崎奉行について

- ・近世初期、島原の乱以前は毎年一定期間だけ派遣される場合が多く、必要に応じて長崎奉行ないし、長崎への上使として幕臣が着任していた。島原の乱鎮圧後、長崎には常に奉行が在勤する体制が整えられた。以後、最低でも 1 名の奉行が長崎に駐在する形で、都市長崎の支配の仕組みは定型化し、幕末まで続くことになった。奉行の人数については、18 世紀初頭の一時期を除くと一般的には 2 名が任命され、1 人が長崎に勤務する「在勤奉行」、もう 1 人は江戸で他の役職との調整や幕府の儀礼への参加などを担う「在府奉行」に分かれていた。在府奉行は毎年 8 月諸島前後に江戸を発し、9 月に長崎に到着して在勤奉行と任務を交替し、それまでの在勤奉行は引き継ぎを終えると、江戸へは 10 月あたりに帰ってくるようになっていた。
- ・長崎は幕府直轄都市であり、奉行は江戸・京都などの町奉行と同様、幕府法令の伝達と遵守の指導、違反者の逮捕と処罰、民生の保持などにあたった。その他、対外関係の職務があり、外国船との貿易の管理・支配、渡来外国船との交渉とその警備などであった。
- ・長崎奉行は江戸時代以降 126 名が就任した（豊臣秀吉の時代を含めると 129 名）。

## 3 史料の解説

### （1）用語解説

- ・起請文前書…起請文の中で誓約すべき事項を記す部分。
- ・仕置…裁判や訴訟

- ・毛頭…少しも。いささかも。
- ・隠密…密偵
- ・詫言…辞退すること。謝罪、詫びること。
- ・与力…各奉行や所司代に附属し補佐した。奉行より任期が長く実質的な職務を担った。
- ・同心…与力の配下で庶務や警衛にあたった。
- ・八朔…旧暦 8 月 1 日の節供。日頃世話になっている人への贈答儀礼が行われた。江戸時代には家康の江戸入城の日にちなみ、公式の祝日とされた。
- ・評定所…江戸幕府の最高司法機関。町・寺社・勘定奉行などの三奉行から構成される。長崎奉行などの遠国奉行は江戸に出府中に傍聴した。

## (2) 古文書の内容

- ・今度、稲生正倫が長崎奉行を命じられることになり、より一層幕府のためを第一に考える。御役を疎かにせず、役人は申すに及ばず、御一門、諸大名、同じくらいの身分の人にお答え申し上げる。悪心をもった相談事やその仲間に加わることはしないこと。
- ・長崎へ派遣中、裁判や訴訟などをする際は、少しも依怙鼻息をしないこと。
- ・隠密のことは、一切謝罪しないこと。総じて何事によらず、公儀のためにと考えを変えることはしないこと。
- ・万一、道に背いた働きをする者がいた場合は聞き入れて、必ず言上すること。
- ・行き帰りの道中及び長崎逗留の間、御威光をもって諸人に対して思い上がることはしてはいけない。もちろん、非難を言うこともしてはいけない。
- ・奉行と仲を悪くしてはいけない。全て相談をして心の奥底を残らず申し出ること。そのうえで良い方向にいくよう申すべきこと。
- ・すべて無作法なることは一切しないこと。加えて、前条の内容は堅く守るよう申しつけ、与力・同心ともに誓詞を申し付くべきこと。
- ・長崎において、日本人は 1 年のうち八朔のほか、礼物は一切受け取ってはいけない。加えて、異国人からの礼物はこれを定めて、1 度以外は受け取ることはしないこと。
- ・右の条々は一つの事といえども、違反する者においては
- ・巳年（寛文 5 年）3 月 13 日に長崎奉行を命じられて、同年 4 月 4 日に評定所において、誓詞を提出する。

※稲生正倫が長崎奉行を命じられた際、幕府役人として守るべき事項や心構え、職務にあたる際の公平性、現地での交際の注意（公正で健全な関係を保つため）など起請文前書として誓約したものである。

## ○参考文献

清水紘一「長崎奉行」（『国史大辞典』第 10 巻、吉川弘文館、1989 年）

竹内誠編『徳川幕府事典』（東京堂出版、2003 年）

安高啓明「長崎奉行職権の一考察」（『地方史研究』314 号、2005 年）

木村直樹「江戸幕府の指揮系統と長崎奉行」（藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、2016 年）